

紀要

31

- 前期土偶の根本的性質と展開過程瀬口 真司 (1)
- 近江の埴輪棺墓と地域間交流宮村 誠二 (15)
- 県内出土の木製人形代について中村 智孝 (23)
- 古代中世の規格流通材「ヘギ板」を考える横田 洋三 (31)
- 将棋史研究ノート9
—飛車と角行の登場—三宅 弘 (38)
- 北朝期・室町期の近江における京極氏権力の形成北村 圭弘 (47)

紀要

第 31 号

平成 30 年（2018 年）3 月

公益財団法人滋賀県文化財保護協会

南北朝期・室町期の近江における京極氏権力の形成

北 村 圭 弘

1. はじめに

佐々木京極氏 京極氏は宇多源氏佐々木氏の一族である。佐々木氏は鎌倉幕府の創業以来、近江守護職を相承した名族であり、承久3年（1221）の承久の乱で佐々木信綱が鎌倉幕府方として活躍し、その四子氏信が京極氏の祖となつた（図1）。室町幕府の創業期には、高氏（以下、道誉）が初代将軍足利尊氏、二代将軍義詮の信頼を得て幕府重職を歴任し、子孫は侍所頭人に就く四職家の一つとして幕閣に列するとともに、出雲、隠岐、飛騨の三国を主要分国として相承する有力守護となつた。加えて、佐々木氏同族の六角氏が守護職を独占する近江において広大な所領を相伝し、かつ分郡に対する軍事指揮権を保持するという、特別な立場にあつた。

半国守護と「分郡守護」 京極氏の近江でのこうした立場については、ふるくから半国守護との見方がある。『寛政重修諸家譜』は氏信について「父信綱が所領のうち近江国愛智、犬上、坂田、伊香、浅井、高嶋六郡の守護」「ならばに京師高辻京極の居邸を譲りうけ京極と称す」とい、『近江坂田郡志』は「三子泰綱に其守護の愛知川以南六郡を与へ六角と称し、愛知川以北の六郡を四子氏信に与へ京極と称す」。「是より近江は南北の両守護に分かれたり」とした（坂田郡教育会1913、P252～253）。また、『東浅井郡志』は「京極・六角二氏が近江一国を両分し、各半国の守護職を領せるが如き」とし（東浅井郡教育会1927a、P610）、戦後においては横山晴夫氏が「近江北半国を始め、飛騨・出雲・隠岐の守護」（横山1954、P74）として以降、多くの研究者が「近江半国守護職」「江北の守護京極家」（福田・佐藤1967、P47、48）、「江北の守護家京極氏」（福田1976、P154）、「北近江守護京極家」（二木1980、P260）などとした。

そうしたなかの昭和35年、佐藤進一氏は南北朝期において「分郡守護」の存在を見通し、京極氏についても事実上、江北三郡の守護権の一部を分割知行する「分郡守護」とした（佐藤1960、P85、172～175）。次いで今谷明氏はこれを室町期にまで広げて検討し、京極氏は江北三郡ないし五郡の「分郡半国守護」としたが（今谷1986、P372～404）、これらに対する異論のなかから、京極氏に守護権の分割保持を認めない研究があらわれた（下坂2015、星野1999、山田2013、後述）。

京極氏と浅井氏 一方、戦国期研究においては京極氏の守護権保持は自明のことのように取り扱われてきた。通説的理解として、応仁・文明の乱（1467～1477）後の京極氏は分郡に在国し、守護権を梃子に地域権力としての自立を

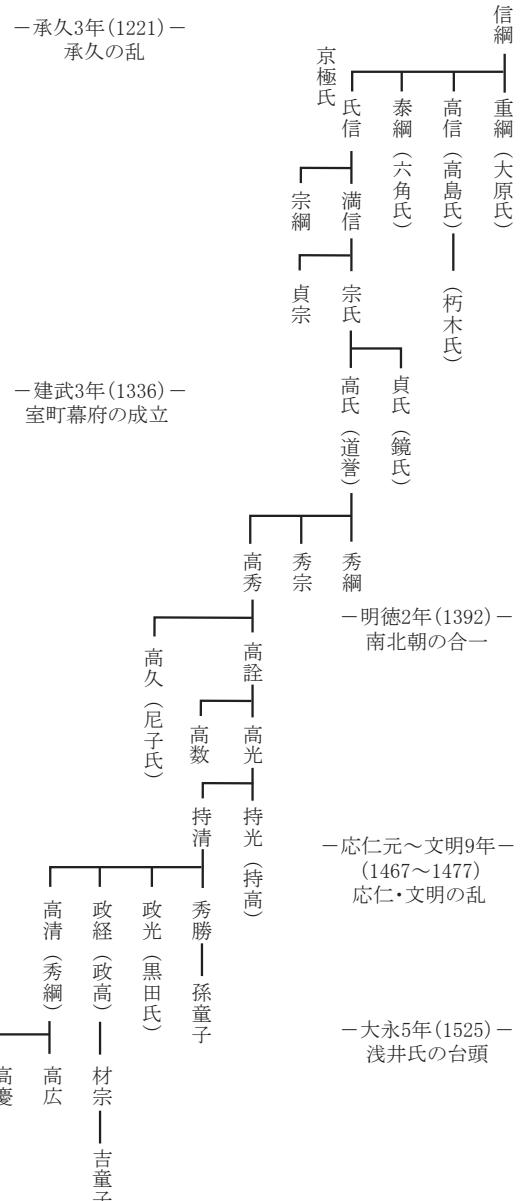


図1 京極氏系図

ばかり、浅井氏はその守護権を掌握することによって地域支配を確立したと見なされてきた（宮島1993、P176）。すなわち、上述の『東浅井郡志』や横山晴夫氏の研究を受けて、小和田哲男氏は「江北の守護京極氏」（小和田1973、P32）とした。宮島敬一氏は前期型（高数、持清）の「奉行人奉書は、京極氏が室町幕府の守護としての立場から発給した」として（宮島1996、P273、275）、「守護京極氏」（宮島1993、P175）とし、『東浅井郡志』（東浅井郡教育会1927a、P743）を引用して高清を「江北半国と飛驒の守護」としている（宮島2008、P14）。

また、佐藤進一氏や今谷明氏の研究を受けて、大音百合子氏は京極氏を「近江国北部の分郡守護職」（大音1995、P117）、太田浩司氏は「六角氏の一国守護権から独立した北近江三郡の守護権」を有すとして「北近江の守護」（太田2008、P53、55）、「半国守護」「分郡守護」と呼んでいる（太田2003、P39）。

あるいは高橋昌明氏の如く、京極氏は持清時代に「江北三郡の分郡守護の地位から近江一国守護に昇格」したという理解があり（高橋1987、P207）、西島太郎氏は「高清が近江守護職を持つ」とし（西島2015、P133、134、137）、小和田哲男氏は近年になって「守護大名京極氏」としている（小和田2005、P16）。

本稿の趣旨 かくいう私も思考を深めないまま、かつて京極氏を「近江北郡（江北）の分郡守護」としたことがある（北村2003、P1）。本稿ではその反省に立ち、上述のような議論がある京極氏の権力について、「分郡守護」をめぐる最近の研究動向をふまえ軍事指揮権と所領知行に着目して分析をおこない、南北朝期・室町期の近江における京極氏の権力が分郡（公権的支配範囲）と勢力圏（主従制的支配範囲）という二元的編成⁽¹⁾をもって形成されたことを、戦国期権力の形成を見据えつつ明らかにしたい。

2. 視点の設定

近江守護 近江守護職は鎌倉・室町時代を通じ原則として六角氏がほぼ独占した。そうしたなかにあって、京極氏の守護在職が二時期において確認できる。ここではそれが特別な事情下での異例の出来事であったことを確認しておきたい。

京極氏の近江守護在職の最初例は道誉である。建武5年（1338）4月（佐々木文書7）から暦応元（1338）年9月⁽²⁾までの約半年間の在職であり、その背景には近江をめぐる複雑な政治、軍事情勢があったと考えられる（後述）。当時、六角氏当主の氏頼は13歳と幼少であるなか、北畠顕家が率いる奥州軍が美濃から近江へと迫り、幕府軍とはげしい戦闘をくりひろげていた（史料3）。そして道誉の守護職補任から1月後の5月に顕家が和泉で討死、閏7月には新田義貞が越前で討死し、幕府の軍事的優位がかたまるなかで、道誉は守護職を退いたと考えられる（後述）。

道誉の次は約131年後の文明元年（1469）5月補任（佐々木文書141）の持清であり、この間において京極氏の近江守護在職は確認できない。このことは政高（以下、政経）の守護職補任（佐々木文書171）にあたって発出された奉行人連署奉書（佐々木文書172）に「近江国守護職事、去建武五年卯月十四日并文明元年五月七日等御判之旨」とあることによって裏付けられる。そして持清の没後、近江守護職は文明2年（1470）9月に孫童子（佐々木文書156）、文明5年（1473）9月に政経（佐々木文書171）へと引き継がれ、都合約7～9年間程度は京極氏のもとにあったことがうかがわれる。ただし、その背景には応仁・文明の乱中における東幕府と六角高頼との対立があり、高頼が文明10年（1478）2月に赦免されると（『晴富宿禰記』文明十年二月二七日条）、守護職は再び京極氏のもとに戻ることはなかった。京極氏の近江守護職補任は特別な事情下での異例の出来事であり、京極氏は原則として近江守護職になかったことが明かである。

「分郡守護」 一方、佐藤進一氏は南北朝期の諸国守護の沿革を考証するなかで、摂津・近江・尾張においては一国の守護正員とは別の人物に地域別、郡単位で守護職を分割した徵証があると指摘した。そして、守護の職称は守護正員に限られるとしたうえで、制度上そういう事実があったとし、これを「分郡守護」という研究用語で呼んだ（佐藤1960、P85）。すなわち、近江においては六角氏が一国守護であり、京極氏は事実上、江北三郡（伊香・浅井・坂田）の守護権の一部（軍事指揮権、半済地給付権を含む）を分割知行する「分郡守護」とした（佐藤1960、P30～52、79～88、165～177）。

今谷明氏は佐藤氏の指摘を室町期にまで広げて検討し、守護職の補任状に「半国守護」と明記される半国守護も含め、「分郡守護」の例は実に30国、56郡にのぼるとした（今谷1985、P225～259）。そして京極氏について、江北三郡ないし五郡（伊香、浅井、坂田、犬上、愛知）において軍事指揮権、過所遵行権を単独で保持するうえ、段銭・棟別・守護役などの催徵免除権を有するから「分郡守護」とし、所務遵行については六角氏と共同であたるので「半国守護」とし、京極氏をあらためて「分郡半国守護」と呼んでいる（今谷1986、P372～404）。

奉公衆・大将・准守護 京極氏を「分郡守護」「分郡半国守護」等とすることには異論がある。下坂守氏は京極氏を「まさに実質において近江国内最大の奉公衆といつてもよい存在」とした。つまり京極氏を制度上の「半国守護」とする史料がないこと、京極氏の所領は奉公衆の所領と同一性格とみられることから、京極氏は奉公衆とともに、幕府から守護六角氏に対抗する存在と位置づけられ、その強化をはかる目的で所務遵行権を与えられ保持したとする（下坂2015、P79～99）。

星野重治氏は、南北朝期における京極氏の分郡（伊香、

浅井、坂田、犬上）とは、道誉が大将として掌握した軍事的権限領域を指す概念とした。子の秀綱、高秀は守護六角氏を牽制するため、將軍近習として「分郡を権限領域とする軍勢大将」を代行、継承したとする（星野1999、P127）。

また、嶋田哲氏は室町期の京極氏について、江北五郡（伊香・浅井・坂田・犬上・愛知）に軍事指揮権を有するうえ、守護六角氏の所務遵行権を代行、補完することから、「准守護（副守護）」と呼ぶことを提唱した（嶋田2004）。

「分郡守護」論再考 こうした研究をふまえ、山田徹氏は正式に補任される守護、半国守護に対し、事實上一国守護権を分割して宛行われたとする「分郡守護」の認定基準はなにか、どのような基準をもってすれば「分郡守護」を認定することが可能なのか、との視点で「分郡守護」論全体を整理、検討した。そして、広域的な荘郷（郡単位、非郡単位等を含む）の領主が領域内の個別所領から諸役徵収をおこなうことがあり、また、こうした諸役徵収・免除や所務沙汰などにかかわる幕府からの諸命令を、とくに領主が幕府の有力者である場合などは、その領主が幕府から直接受命することがあるとした。つまり、こうした事例は本来所領知行の問題であったにもかかわらず、これまで守護権の分割とわざわざ踏み込んで評価し「分郡守護」と見てきたに過ぎないとした。

そして近江における京極氏もこの範疇で理解できるが、分郡に対する軍事指揮権をもつという点で特殊であるとした。また、軍事動員に際して「守護」と認識されることがあつたとはいえ（今谷1986、P379、嶋田2004、P71～78）、それは守護権が分割されたわけではなく、南北朝期の動乱時に与えられた「郡大将」というべき立場が平時に定着し、室町期にも存続したのだろうと説明する（山田2013）。

本稿の視点 上述の如く研究史を概観すると、京極氏は原則として近江守護（一国守護）職になく、また「分郡守護」の認定にかかる所務遵行権等の保持についても、そもそも守護権の分割でなく、所領知行に由来することが明かとなつたと考えられる。については、これまでの「分郡守護」論は主要な根拠を失うこととなるが、ここで明かとなつたことは、京極氏が近江にもつ広大な所領所職の知行という視点から、その権力を考えておく必要があるということである。

もうひとつの重要な視点は、京極氏が分郡に対する軍事指揮権を保持するということである。佐藤進一氏の如く、京極氏の分郡支配は守護職権の全体にわたるのでなく、軍事指揮権に限った分給とみれば（佐藤1960、P172～173）、それは守護権の分割保持ということにほかならないことになる。ただし、このことはそもそも他の「分郡守護」事例と較べて特殊とされる以上、「分郡守護」論全体のなかに位置づけることは難しい。したがって、ここで重要なことは、京極氏が「分郡守護」にあたるかどうかで

はなく、京極氏の分郡に対する軍事指揮権の保持がなにに由来するのかという視点から、その権力を考えておく必要があるということである。

以上より、本稿では「分郡守護」論についてはひとまずおくこととし、京極氏の権力を特徴づける軍事指揮権および所領所職の知行という視点から、近江における京極氏権力の実質を問いたいと考える。すなわち、京極氏の近江分郡に対する軍事指揮権の保持が、京極氏のいかなる立場に由来し、それが広大な所領所職の知行とどのようにかかわるなかで、戦国期における地域権力の自立につながる権力を形成したか、について明らかにしたいと考える。

3. 京極氏の立場

(1) 軍事指揮権

南北朝期・室町期の近江における京極氏の権力は、ひとつは分郡に対する軍事指揮権の保持によって特徴づけられる。軍事指揮権は、武士間に成立した主従関係を媒介にして武力を組織化し、それをもって軍事的勝利を達成することで成立した武家政権（幕府）の本質にかかわる権限といえる（三田2007）。

軍事指揮権は①軍勢催促権（軍勢動員権）、②戦闘指揮権、③戦功認定権、④幕府侍所への戦功および戦況注進権、⑤感状発給権、⑥行賞権（所領給付権等）によって構成される（漆原1998、P222）。中世武士間に成立した主従関係は双務契約的関係であるから^③（家永1995、佐藤1959、石井2005、三田2007）、主人が軍事指揮権として①、②を行使すれば従者はこれに応じて奉公する義務があり、従者が奉公の義務を果たせば主人はこれに応じて③、④、⑤、⑥を行使し、従者に対して給恩する（御恩を給う）義務があるということになる。

一方で、軍事指揮権を構成する諸権限には階層性がある。つまり①が行使されなければ②は行使できない。また③、④の行使があっても、⑤、⑥の行使がなければ所期の目的は達成できない。つまり①、⑤、⑥は主従関係の根幹に深くかかわる権限であり、②③④に対して明らかに優越する。本稿に則して言うなら、本来は足利将軍の専権事項として留保されるべき一次的権限である。これに対して②、③、④は二次的権限であり、現地指揮官として機敏な情勢対応が求められる守護や大将に、最初から一定度委任することを前提とした権限といえる（図2）。

ここでは、上述の如く整理した軍事指揮権を取り上げ、従来の研究では道誉を惣領とする京極氏の一将のように扱われてきた高秀に注目し、その存在を道誉と明確に区別したうえで、それぞれの立場と権限、その変遷等について明らかにする。室町幕府下の近江における京極氏の権力形成の出発点は、南北朝期に活躍した道誉と高秀にあると考えるからである。

(2) 道誉の立場

戦闘指揮権 道誉は室町幕府の創業期において、足利尊氏と終始行動をともにした数少ない武将の一人である。京極氏は外様であるものの、道誉は近江において足利一門大将に準じた役割を果たしたとみられる。

建武3年（1337）1月、北畠顕家の率いる奥州勢が西上して後醍醐天皇軍に加わると、尊氏の軍勢は京都を追われることとなる。そして1月30日、尊氏はいわゆる「篠村軍議」において、京都奪還を目指み一門諸将を畿内近国に配置した（漆原1998、P258）。岩松頼宥はこうして近江に配置された一門大将のひとりであり、その後の尊氏の九州落去にも同道せず、近江に残留して甲賀郡において軍勢を催促したことが知られる（小佐治文書1）。

道誉も同様に尊氏の九州落去に同道しなかつたらしく、尊氏が3月28日に太宰府を進発するにあたって、石清水八幡宮に祈祷を依頼した御教書案に「奉行佐々木佐渡大夫判官入道々誉」との書き入れがある⁽⁴⁾（辻村豊徳外四氏所蔵文書48）。道誉はおそらく京都近辺にあって、この尊氏の祈祷命令を奉行したと推定される（森1994、P56）。道誉はこのことも含めて、次のとおり、岩松頼宥をしのぐ活躍を見せていている⁽⁵⁾。

すなわち尊氏が6月に光厳上皇を奉じて九州から上洛したとき、道誉は近江東部にあって⁽⁶⁾、尊氏に呼応する軍勢を指揮した。建武三年六月十四日付け足利直義御教書によると、直義は園城寺に宛て「佐々木佐渡判官入道并美濃尾張軍勢」が瀬田に参着したときは、すみやかに瀬田川を渡すべく舟を用意するよう指示している（園城寺文書16）。また、信濃守護小笠原貞宗らが東国軍勢を率いて東山道から近江に入ったとき、直義は6月26日に貞宗に宛て、道誉を下向させるので、しばらく近江にとどまって、相談して参洛を企てるよう指示し（小笠原文書第一帖6）、次いで7月16日には近江路においては道誉に近江・伊勢の軍勢を付けて敵軍を退治させ、東近江を警固させる旨を伝えていた（史料1）。

以上の如く、幕府創業期の近江において、道誉は直義の意を受け軍勢大将として活動したことがうかがえる。道誉のこうした立場はその後も維持され、建武4～5年（1337～1338）に甲賀郡信楽において南朝軍が蜂起したとき、道誉は長子秀綱や「近江三郎」を大将とし、自身は「総大将」（小佐治文書2）として軍勢を指揮している。また、このほかに朽木文書によって、道誉の大将としての事績を列挙すると、暦応元年の南都警固（朽木文書10）、暦応4年（1341）の伊勢国攻め（史料2）、延文6年（1361）の甲賀郡攻め（朽木文書19）を認めることができる。

道誉のこうした立場について、暦応四年四月日付け山中道俊申状（山中文書8）は、六角氏頼の代官を「守護方代官」とする一方、道誉を「大将」として区別し、觀応元年（1350）十二月日付け小佐治法師丸軍忠状（小佐治文書5）は道誉

を「江州之大将」とする。また史料2の如く、道誉は史料4における一門大将石橋和義と同様の地位にあって、他国（伊勢）への派遣軍の指揮をまかされている。『園太曆』觀応二年（1351）九月十一日条に「当国守護（氏頼舍弟、將軍所補）并道誉党類數輩」（（ ）内は割注、以下同じ）とあるように、道誉は近江守護とは明確に区別される國大将であったと考えられる。

戦功認定権 道誉のこうした立場は戦功認定権によっても裏付けられる。すなわち、軍忠状には即時型（逐次型）軍忠状と一括申請型軍忠状の二種類がある。前者の申請先は大将（直接の戦闘指揮者）であり、後者の申請先は総大将（戦闘の総指揮者）であった。そして戦功認定の手続きは、まず一度の戦闘の軍忠についてその都度大将に申請して証判を受け、ついで長期間に及ぶ最終的な戦闘の終了後に、前者数通分の軍忠をまとめて総大将に申請し証判を受けることが一般的であった（漆原1998、P221）。道誉は建武年間（1334～1338）の近江において蒲生郡の国人目賀田氏、甲賀郡の国人山中氏、小佐治氏、高島郡の国人朽木氏が申請した都合7通の軍忠状に証判し、戦功を認定している（山中文書1-15、16、小佐治文書2～4、朽木文書431）。

史料3は朽木頼氏の一括申請型軍忠状である。頼氏は建武5年正月以来の軍忠を列挙し、道誉に対し証判（「御判」）を求めるが、このときすでに足利一門の大将である斯波家兼（「伊予式部大夫殿」）に同内容の軍忠状を提出して証判を受け感状（「御感御教書」）と注進状（「御注進之状」）を得た旨を記している。外様指揮下の国人は同内容の一括申請型軍忠状二通を用意し、一通を足利一門大将に提出する必要があったためである（二重証判制）。当時道誉は近江守護在職中であるので、外様守護（戦闘の総指揮）として戦功を認定したとみられる。他6通については二重証判制にかかる記述はないものの、いずれも一括申請型軍忠状である。これらの証判時、道誉は近江守護職にはなかったことから、外様大将（戦闘の総指揮）として戦功を認定したと考えられる。

(3) 高秀の立場

道誉の長子は秀綱である。秀綱は建武4～5年に甲賀郡信楽に蜂起した南朝軍と戦った道誉の軍勢において「伊賀路大将」（小佐治文書2）、「御大将」（小佐治文書3）であった。また、義詮は文和2年（1353）に朽木頼氏に宛て、秀綱とともに山門警固を勤めるよう命じていることから（朽木文書17）、このときの秀綱は高島郡軍勢を率いた朽木頼氏と同格の大将であったとみられる。その後、秀綱は文和2年6月13日に討死し（『太平記』卷二一）、次子秀宗もそれに先立つ貞和4年（1348）2月9日に討死しているため（『常樂記』貞和四年二月九日条）、三子高秀が道誉を後継した。

高秀は秀綱の存命中より、大将として分郡とのかかわり

が深い。史料4は、足利直義が暦応2年（1339）に朽木頼氏（「佐々木出羽四郎兵衛尉殿」）に宛て、南朝軍（「越前国金崎凶徒」）退治への発向を求めた軍勢催促状である。史料3により、頼氏は高島郡軍勢を率いたと推定されるから、越前国金崎攻めの軍勢編成は、総大将石橋和義（「尾張左近太夫將監」）のもとに同格の大将として高秀（「佐々木五郎」）と頼氏があり、それぞれが「浅井伊香坂田郡地頭御家人等」と高島郡軍勢を指揮したと考えられる。「浅井伊香坂田郡」は史料5にみえる京極氏の「分郡」に含まれる（後述）⁽⁷⁾。

史料5では義詮が文和2年に高秀（「佐々木佐渡五郎左衛門尉」）に宛て「早相催分郡勢」と軍勢催促を命じ、あわせて近江守護山内定詮（「佐々木五郎左衛門尉」以下、信詮）と犬上郡「四十九院辺」（豊郷町）での談合を指示している。そして『園太暦』文和二年八月一日条に「守護五郎左衛門并佐渡五郎左衛門尉率三千騎許」とあることから、高秀も上述の道誉と同様、近江守護とは明確に区別される大将であったことがうかがわれる。高秀こそが分郡に対する戦闘指揮権をもつことから、郡大将ともいるべき地位にあったと考えられる⁽⁸⁾。

（4）小結

星野重治氏は、道誉を「分郡を権限領域とする軍勢大将」とし、子の秀綱、高秀は将軍近習としてその立場を代行、継承したとする（星野1999、P127）。山田徹氏は京極氏のこうした立場を「郡大将」と呼んでいる（山田2013、P283）。

本稿では、山田氏にならって、この京極氏の立場を郡大将と呼ぶが、ここではそれが道誉ではなく、本来的には高秀の立場に由来することを明らかにした。

4. 軍事指揮権の強化

（1）幕府の劣勢

觀応・文和年間（1350～1356）は幕府の軍事体制の強化、転換期とされる（花田2012）。すなわち觀応の擾乱が勃発すると、直義は南朝に投降、帰順する。そして直義の謀殺後も、南朝は直義派の残党を糾合して觀応3年（1352）閏2月、文和2年6月、文和3年（1354）12月、康安元年（1361）12月と約10年間で4度も京都を占領した。幕府はこうした軍事的劣勢がつづくなかで軍事体制の強化、転換をはかることとなる。

（2）道誉の権限

軍勢催促権 觀応・文和年間までの道誉は、尊氏と直義が催促した軍勢を指揮した（土佐国蠹簡集残篇、田代文書、小笠原文書第一帖9、朽木文書10、13）。道誉は原則として軍勢催促権をもたなかつたことになる。ところが、近江をめぐる複雑な政治、軍事情勢のもとで（史料3）、近江守

護職に補任されると、建武5年閏7月12日に朽木頼氏（「出羽四郎兵衛尉殿」）に宛て高島郡軍勢を催促している（史料6）。同文書は書止文言を「恐々謹言」で結ぶ書状形式であり、名宛人に「謹上」を冠して、きわめて丁寧に依頼する⁽⁹⁾。しかし、頼氏はこれに応じなかつたため、道誉は書止文言を「之状如件」で結ぶ命令的な書下によりあらためて軍勢催促した（史料7）。頼氏はそれでも応じなかつたことから、道誉は再度書下（史料8）を発出し、「若猶不承引者、任法為有其沙汰、載起請之詞、可被注申之状如件」と、公的権限（守護職権）を行使する立場を明示して軍勢催促に応じるよう迫っている（漆原1998、P214）。

道誉は上述の如く守護として朽木頼氏に軍勢催促したが、難渋したことは明かである⁽¹⁰⁾。そもそも京極氏は近江佐々木氏の一族とはいえ鎌倉幕府下においては関東評定衆であり⁽¹¹⁾、多くの足利一門大将と同じくそれまでの拠点は鎌倉にあった。一方で当主が幼少とはいえ近江には守護職を独占してきた伝統的在来豪族の六角氏が健在であった。守護道誉の朽木氏に対する軍勢催促は、六角氏の佐々木氏惣領としての権限を侵犯し、容易には受け入れられなかつたことがうかがえる。慣例を破った京極氏初の近江守護職補任は反発を受け期待した効果が得られなかつたため、幕府は半年で近江守護職を六角氏頼に戻したと考えられる⁽¹²⁾。

ところがその後、觀応の擾乱を契機とした軍事的劣勢がつづくなか、幕府は軍事体制の転換、強化をはかった。すなわち近江国内の国人のきわめて多くが佐々木氏同族、庶子家としての出自をもち、国内に広汎に分布するという実態をふまえ、幕府は先の守護職補任の反省に立ち、六角氏頼の出家遁世の機会をとらえ（山田2015、P51）、正平6年（1351）12月1日にことさらに道誉に「佐々木大惣領」なる地位⁽¹³⁾を承認し、佐々木氏一族に対する軍勢催促権を積極的に付与したと考えられる（史料9）。

所領給付権 觀応三年半済令⁽¹⁴⁾以前の畿内近国においては、足利一門守護・大将に限って国人への所領給付権が認められていた⁽¹⁵⁾。所領の預置（一時給付）は「従来の安堵、宛行につぐ第三の恩賞制度の実施手段」として、建武3年初頭の尊氏の九州落去時に各地に派遣された「足利一門によって開始された臨時制度」と考えられている（漆原2000、P72～73）。史料10の道誉書下は外様大将⁽¹⁶⁾の発給にかかる唯一の預状であるが、上述の如く朽木頼氏（「出羽四郎殿」）に対する軍勢催促が難渋した事実を考慮すると、道誉によるこの所領給付は結果として頼氏の期待を裏切った可能性が高い⁽¹⁷⁾。

ところがその後、觀応・文和年間における幕府の軍事体制強化策の一環として觀応三年半済令が制定され、まず近江、美濃、尾張の三国、ついで伊勢、志摩、伊賀、和泉、河内の五国の守護に半済地給付権（兵糧所の設置、預置）が認められる。そして道誉にもまた史料11の如く、文和4

年（1355）に近江国一円において闕所地処分権と半済地給付権（「寺社本所領便宜之地」）が付与される。

（3）高秀の権限

観応・文和年間までの秀綱、高秀は大将として軍勢を戦闘指揮したが、秀綱は軍勢催促権は保持しなかったとみられる。すなわち秀綱が建武4～5年に「伊賀路大将」（小佐治文書2）、「御大将」（小佐治文書4）であったとき、総大将道誉ですら上述のとおり軍勢催促権を保持していなかった。また、文和2年に山門警固の大将であったとき、配下として義詮が軍勢催促した野洲郡欲賀郷の本間季光を付されていた（本間文書）。

一方、高秀は暦応2年に南朝軍を越前金崎に攻めたとき、総大将石橋和義の配下の大将として「浅井伊香坂田郡地頭御家人等」を指揮した（史料4）。このときの高秀の軍勢催促権の保持については明確でないが⁽¹⁸⁾、秀綱の討死直後の文和2年6月23日、高秀は「早相催分郡勢」と軍勢催促を命じられている（史料5）。また、それに先立つ文和2年6月20日には「分郡」に対する半済地給付権が付与されている（史料12）。高秀の分郡に対する軍勢催促権、行賞権（所領給付権）も道誉と同様に、観応・文和年間における幕府の軍事体制強化策の一環として付与されたと考えられる。

（4）小結

幕府は観応・文和年間の軍事体制強化策の一環として、道誉と高秀の軍事指揮権を拡大、強化した。国大将である道誉に対しては、正平6年12月にことさらに佐々木大惣領なる地位を承認し、佐々木氏一族に対する軍勢催促権を積極的に付与した。そして、文和4年には近江国一円において半済地給付権と闕所地処分権を付与している。

同様に郡大将である高秀に対しては、文和2年6月に「分郡」の半済地給付権を付与し、また同月に別途軍勢催促を命じている。高秀は観応・文和年間以降、分郡に対する軍勢催促権と行賞権（所領給付権）を保持するようになったと考えられる。

5. 所領と代官職

（1）所領の形成

上述の軍事指揮権の拡大、強化と時を同じくして、幕府は文和元年（1352）以降に道誉に対し近江において集中して多くの所領所職を給付した（表1、図3）。坂田・犬上両郡を中心に形成された広大な京極氏の所領は、観応・文和年間における京極氏の軍事指揮権の強化に対応する、もう一方の裏付けであったと考えられる。

つまり幕府は道誉に対して正平6年12月1日に佐々木大惣領なる地位を承認し、佐々木氏一族に対する軍勢催促権を付与した。しかしながら、京極氏はそもそもが鎌倉幕府下においては関東評定衆であり、拠点は鎌倉にあったため、

父祖の地であるとはいえ、近江に多くの所領を持たなかつたことから、佐々木大惣領として配下の一族（国人）に給恩する所領所職に不足を生じたと考えられる（後述）。文和4年の近江国一円における闕所地処分権と半済地給付権の付与も、こうした軍事指揮権の拡大、強化に伴う裏付けの一環として位置づけられる。

軍事指揮権は武士間の主従関係（奉公と御恩という双務契約的関係）に基づき、指揮下の国人に対し奉公を求める軍勢催促権等と、その奉公に応えて御恩を給付する行賞権等によって構成される。幕府はその行賞権（所領給付権）の裏付けとして、道誉に近江において広大な所領所職を与えたと考えられる。

（2）所領の概観

図3は南北朝・室町期に確認できる近江における京極氏の所領である。『江北記』にみえる三件（清水荘、山前荘、杣荘）以外は、佐々木文書と伊予佐々木文書（島根県1999）による。すなわち、両文書によって足利將軍（尊氏、義詮、義満、義持）ないし幕府管領等から、京極氏当主（道誉、高詮、持清）と道誉妻（「後家尼留阿〈号北〉」伊予佐々木文書2）、および鏡氏当主（貞氏とその子秀氏）に対して宛行状、安堵状、返付状等の発給があった所領所職を示した。ここで鏡氏分（長岡郷地頭職、多賀社地頭職）を含めた理由は、鏡氏が京極氏の近親（貞氏は道誉舍兄）であることに加えて、応永6年（1399）に高詮に対して「佐々木鏡跡」が宛行されたためである（佐々木文書84）。

南北朝期から室町期の近江における以上の京極氏所領25件のうち、鎌倉時代以来の所領は柏原荘⁽¹⁹⁾のみであり、その可能性が高い所領として多賀荘、可能性がある所領としても伊吹荘、長岡荘、伊香荘を数えるにとどまる。道誉活躍以前の京極氏の所領は、坂田郡東部（柏原荘とそれに隣接する伊吹荘、長岡荘）と犬上郡多賀荘を除けば、可能性としても伊香郡伊香中荘があつたにすぎない。

一方、道誉に対する宛行は15件がある（表1、多賀荘を含む）。そのうち道誉が佐々木大惣領なる地位を承認された正平6年12月1日以降の宛行は13件あり、その初年の1件に「為要害所」（余呉荘）とあることの意味は重い⁽²⁰⁾。他の12件の宛行が「為勲功之賞」（草野荘、田根荘、福永新荘、下坂荘、加田荘、多賀荘、一円荘、石灰荘、甲良荘、馬淵荘、江辺荘、鳥羽荘）であったとしても、この一連の所領給付が佐々木大惣領なる地位の承認に伴う軍事指揮権の拡大、強化策に連動するものであつたことを示唆する。

また、持清に対する応永32年（1425）の箕浦荘内の宛行（「今井美濃入道并堀次郎左衛門跡」）を除けば、京極氏所領は南北朝期には完成していたとみられるから、京極氏は主に道誉の活躍によって、坂田、犬上両郡を中心として少なくとも伊香、浅井、神崎、蒲生、野洲、甲賀の都合八郡にわたる広大な所領を形成し、子孫に伝領したことがう

かがえる。

そして、京極氏はこうした広大な所領を知行する幕府有力者として、史料13の如く守護六角氏宛てと同文（東浅井郡教育会1927b、P212、今谷1986、P379～380）の幕府からの遵行命令（所領の押領返付、違乱停止、打渡、課税、過所、争論裁許など）を直接受け、史料14の如くそれを領内に限って施行することであった（山田2013）。京極氏は近江にもつ広大な所領の知行主として、こうして幕府の遵行命令を直接受け、それを領内に施行することなどを梃子に権力形成をはかったと考えられる。

(3) 代官職の給恩

一方で京極氏は、軍事指揮権の発動を通じて所領所職の代官職を一族ら国人に給恩し、それを梃子として彼等との間に主従関係を結び、これを繰り返すことでその強化をはかり、次第に被官化していくと考えられる。ここではそうした事実がうかがわれる、おおむね応仁・文明の乱頃までの事例について、次のとおり概観しておく。

余呉荘地頭職（伊香郡） 文和元年、義詮は「要害所」として道誉に余呉荘地頭職を宛行った（佐々木文書19）。その後の一時期、余呉荘地頭職は京極氏の手を離れたらしいが、足利義満は応永元年（1394）に高詮宛てに返付している（佐々木文書65）。余呉荘は下地中分がおこなわれたと見られ（佐々木文書48、宮島1984、P86）、領家方は「丹生菅波両村」を含む高時川上流の丹生川流域（西山地蔵院文書5-33）、地頭方は余呉湖に注ぐ余呉川流域であった。

高詮は応永3年（1396）に下坂豊前守に「余吾荘内管並村并八戸月別等」を給恩として宛行った⁽²¹⁾（史料15）。また応永24年（1417）には、領家方から「佐々木吉童子被官人押領」が訴えられている。当時、余呉荘地頭職は京極持清の被官遠藤氏⁽²²⁾の代官である前野氏（「遠藤代官前野入道」）が知行しており、近江守護六角氏の使節遵行に対し城郭を構えて敵対に及んでいる（西山地蔵院文書2-21、5-1、5-42、5-43、6-36、井口日吉神社文書37、佐々木文書170）。

下坂荘地頭職（坂田郡） 文和元年、義詮は「勲功之賞」として道誉に下坂荘地頭職（小早河五郎跡）を宛行った（佐々木文書20）。当地は応永3年に余呉荘地頭職を給恩された下坂豊前守の名字の地である。『江北記』では、下坂氏が京極氏歴代との主従関係において「下坂庄代官職」を確保してきたことが述べられている。

朝妻荘十二条郷・十三条郷（坂田郡） 高詮は応永4年（1397）に「十二条十三条」等の証文を紛失したとし、応永5年（1398）に義満の安堵を受けている（佐々木文書75）。当地は長禄3年（1459）以前に、京極氏から宇賀野氏に宛行われたことが知られる（『碧山日録』長禄三年四月二五日条）。

多賀荘（犬上郡） 建武4年（1337）、守良親王と戦うため

信楽に発向した道誉は、將軍家のために多賀荘を多賀社に寄進した（多賀大社文書20）。そして高師直宛ての同文書において、道誉は「当社神主と申候者、多賀、河瀬一族候也、自始至于今致無貳忠候」と多賀氏と河瀬氏の軍忠について注進している。『太平記』卷第三十には觀応2年8月18日のこととして、道誉と秀綱が率いる「当国勢三千余騎」のうちに「多賀將監」が見えている。多賀、河瀬の両氏が早くから京極氏の配下であったことがうかがえる。

その後の文和3年、尊氏は勲功の賞として多賀荘を道誉に宛行い（佐々木文書24）、延文4年（1359）には義詮が勲功の賞として道誉に多賀荘地頭職を宛行っている（佐々木文書36）。そして明徳元年（1390）、義満は高詮に高秀の遺領相続を安堵し、翌明徳2年（1391）にはこのことを確認のうえ、「同所（甲良庄内尼子郷）并多賀荘内所職人等」を譜代被官人として高詮が支配することを認めている（佐々木文書61）。

江辺荘（野洲郡） 文和3年、足利尊氏は勲功の賞として道誉に江辺荘下司職（佐々木美作前司跡）を宛行っている（佐々木文書24）。寛正2年（1461）には、持清の被官が江部荘を食邑としていたことが知られる（『碧山日録』寛正2年十月四日条、同年十二月五日条）。

6. 分郡と勢力圏

(1) 権限と主従関係

南北朝期において、道誉は近江守護とは明確に区別される國大将、そして佐々木大惣領なる地位にあったが、その立場は道誉の個性に負うところが大きく、広大な所領所領を除けば、直接的には京極氏子孫に継承されることはなかった。

一方、高秀は郡大将ともいうべき地位にあり、その立場は道誉から相続した所領⁽²³⁾とともに京極氏子孫に継承され室町期に定着した。京極氏は坂田、犬上両郡を中心に広大な所領を伝領し、幕府有力者である知行主として幕府の遵行命令を領内に施行するとともに、軍事指揮権の発動を通じて所領所職の代官職を一族ら国人に給恩することを梃子として、彼等との間に主従関係を結び、次第に被官化して権力形成をはかったと考えられる。

近江における京極氏の権力はこうして二元的編成をもって形成された。ひとつは高秀に由来する分郡であり、郡大将としての権限が及ぶ範囲（公權的支配範囲）である。もうひとつは道誉に由来する所領所職の保持に基づく勢力圏であり、主従関係の影響力が及ぶ範囲（主従制的支配範囲）である。前者は令制郡（領域）を単位とするので一円に及ぶが、後者は所領所職の給恩に基づくから散在、モザイク的である。南北朝・室町期の特質として、地理的に見て両者の多くが重複することはあっても、一致することはなかったことが重要である。

以下ではまず、いまだ見解が分かれる京極氏の分郡につ

いて、その領域と変遷について明らかにし、ついで主従関係に基づく影響力が及ぶ勢力圏について明らかにする。

(2) 南北朝期の分郡

京極氏の分郡は一般に伊香・浅井・坂田の三郡と見られているが、南北朝期にはこれに犬上郡を加えた四郡（星野1999、P125）、室町期にはさらに愛知郡を加えた五郡（嶋田2004、P64）との見方がある。また、佐藤進一氏は南北朝期の三郡から室町期の五郡、そして三郡への変遷を考え（佐藤1960、P173、177）、今谷明氏は佐藤氏に従って三郡から五郡へ変遷したと見るほか（今谷1986、P381）、勝山清次氏は南北朝期の四郡から室町期の五郡へ変遷したと考えている（勝山2007、P482～483）。山田徹氏は室町期の五郡の実質は三郡（浅井東西郡、坂田南北郡、伊香郡）である可能性を指摘している（山田2015、P62）。

さて、南北朝期の文和2年段階の京極氏の分郡は史料16によって明確である。すなわち高秀は「分郡本所領」の半済地給付権を付与された（史料12）。その権限は「除一円寺社領」であるにもかかわらず、京極氏被官人等はこれを「一円寺社領」に行使したところ、梶井宮は「違乱所々」の目録（史料16ハ）を添えて幕府に訴え出た。そこで義詮は近江守護の後見「佐々木五郎左衛門（山内信詮）」に違乱停止を命じたが遵行しなかったので、あらためて雑賀西義（「雑賀隼人佑殿」、諫訪康朝（「諫方神左衛門尉」）の両人に遵行を命じた（史料16イ）。これに対して高秀は梶井門跡領に対してはもとより関与していないし、今後も関与しないと弁明している（史料16ロ）。

ここで注目したい一点目は、高秀の半済地給付権が及ぶ範囲は「分郡本所領」（史料12）であり、それに基づいて京極氏被官人等が違乱した梶井宮門跡領が「北郡所々」とされることである（史料16イ、ロ）。二点目はその「梶井宮門跡領違乱所々」（史料16ハ）が次の四郡に所在するということである⁽²⁴⁾（勝山2007、P481）。

- ・伊香郡（伊香庄、妙臨寺）
- ・浅井郡（速水、菅浦、嶋田、浅井庄、大浦庄）
- ・坂田郡（下坂庄、金次保、坂田保、伊吹庄）
- ・犬上郡（安食庄、高宮庄、甘呂庄、日夏庄、八坂庄、高宮保、後三条院勅旨田）

つまり文和2年段階の京極氏「分郡」は「北郡」と呼ばれ、それは伊香、浅井、坂田、犬上の四郡であったことが明確である（図4）。

(3) 室町期の分郡

京極氏の近江分郡は室町期には犬上郡が除外され伊香、浅井、坂田の三郡となったとみられる（図4）。すなわち文明3年（1471）、將軍義政は政経（「政高」）に「近江国浅井坂田伊香両三郡」等を安堵した（史料17）。ここで「両三郡」と表記された理由は浅井東西両郡と坂田南北両郡、

そして伊香郡を指したからとみられる⁽²⁵⁾。京極氏分郡の概念は遅くとも永正16年（1519）までは存在したことを考慮すると（菊大路家文書182）、この三郡が文明3年時点での分郡であったからこそ安堵状に特記されたと考えられる。上述の文和2年時点の高秀の「分郡」から犬上郡が除外されたことが明かである。

京極氏の分郡が浅井東西郡と坂田南北郡、そして伊香郡であったことは、すでに永享の山門騒動時に確認できる（史料18～20）。すなわち永享6年（1434）、延暦寺と対立した將軍義教が近江国内の山門領を接収するべく、六角氏と京極氏（「六角京極」史料18、「両佐々木」史料19）を軍事動員したとき、持光（「京極殿」）の分郡を指して「御奉行五郡」としている（史料20）。京極氏の分郡は遅くとも永享6年以前に犬上郡が除外され、伊香、浅井、坂田の三郡となったことが明かである。このことは半濟令の変遷にみる如く（松永2007）、戦時（南北朝期）から平時（室町期）への移行に伴う軍事体制の解除と連動する事象であったと考えられる。

高秀の「分郡」は伊香、浅井、坂田、犬上の四郡であり、これを「北郡」と呼んだ。その後、遅くとも永享6年以前に犬上郡が除外され、持光、政経の分郡が伊香、浅井、坂田の三郡となったとき、またこれを北郡と呼んだ。すなわち『江北記』は犬上郡「甲良上江」（甲良町）、同「清水庄」（彦根市）、愛知郡「松尾」（愛荘町）について「中郡」と記す一方、長享3年（1489）に政経が「南」から出張って来たとき「於北郡致御方人衆事」として「上坂治部、浅見、磯野弾正忠」をあげている（史料21）。上坂氏は坂田郡、浅見氏は浅井郡、磯野氏は伊香郡の有力国人であるから、この三郡こそが「北郡」であったことがわかる。北郡とは京極氏の権限範囲である分郡のことであった⁽²⁶⁾。

(4) 所領と勢力圏

京極氏は近江において広大な所領を伝領し、知行主として幕府の遵行命令を領内に施行するとともに、軍事指揮権の発動を通じて、所領所職の代官職を一族ら国人に給恩することを梃子として、彼等との間に主従関係を結び、次第に被官化していったと考えられる。したがって京極氏の勢力圏は少なくとも所領が分布する近江八郡にひろがっていたと推定できる（図3、4）。ただし所領は散在し、モザイク状に分布するため、その粗密に応じて京極氏の影響力に強弱が発生するので、当然のこととして京極氏の勢力は坂田郡と犬上郡において圧倒的に強いこととなる。事実、『大館常興書札抄』の「諸大名被官少々交名之事」にみえる京極氏被官の本拠は坂田郡（隱岐氏、若宮氏、箕浦氏）と犬上郡（多賀氏、下河原氏、赤田氏）にあった。彼らは、大館尚氏（常興）が將軍義尚、義稙、義晴らに近侍し、幕府申次の立場で関係した京極氏の主立った被官であると考えられる⁽²⁷⁾。

263)、犬上郡を除外するのであった。

7. おわりに

京極氏は特別な事情がある場合を除き、南北朝期・室町期を通じて近江守護（一国守護）職に補任されることなく、道誉は国大将、高秀は郡大将ともいべき地位にあつた。そして觀応・文和年間に幕府の軍事体制の転換、強化策の一環として、道誉には近江国一円における所領給付権（半済地給付権、闕所地処分権）が付与された。加えて佐々木大惣領なる地位の承認と、佐々木一族に対する軍勢催促権とが付与され、その一方の裏付けとして近江に集中して所領所職が給付された。また高秀には分郡に対する軍勢催促権と所領給付権（半済地給付権）が付与され、京極氏子孫は高秀の分郡に対する大将としての立場と権限（軍勢指揮権）を継承するとともに、道誉の広大な所領を伝領し、その代官職を一族ら国人に給恩することを梃子として、彼等との間に主従関係を結んで次第に被官化していった。さらに幕府有力者として幕府からの遵行命令（所領の押領返付、違乱停止、打渡、催徵免稅、過所、争論裁許など）を直接受け、それを領内に施行することなどを梃子として、権力形成をはかったと考えられる。

京極氏の権力はこうして高秀に由来する郡大将としての権限が及ぶ分郡（公權的支配範囲）と、道誉に由来する所領が分布し主従関係に基づく影響力が及ぶ勢力圏（主従制的支配範囲）として二元的編成をもって形成された。京極氏の権限範囲である分郡は北郡とも呼ばれ、文和2年時点では伊香、浅井、坂田、犬上の四郡であったが、戦時（南北朝期）から平時（室町期）への移行に伴い、永享6年以前に犬上郡が除外され、伊香、浅井、坂田の三郡となった。

一方、主従関係にある被官人等が在住することで影響力が及ぶ勢力圏は坂田郡と犬上郡を中心に、粗密をもって所領が分布する近江八郡にひろがっていたと推定できる。佐藤進一氏がいう室町幕府の権力と同様（佐藤1990）、京極氏の権力はこの両者がそのときどきの歴史的諸条件のもとで調和的に機能することで維持され、発展していったと考えられる。

応仁・文明の乱以降、高清は南北朝期・室町期の近江における、こうした権力形成を前提に分郡と勢力圏の中心にあつた坂田郡上平寺（米原市）を拠点に在国し、地域権力としての自立をはかった。次いで浅井氏は京極氏を推戴してこれを継承し地域支配を確立したと考えられる。そしてこの権力の二元的編成は、両者の関係を象徴的に示すこととして浅井氏初代の亮政の事績に現れている。すなわち、亮政が天文3年（1534）に京極高清、高広父子の御成をたまわって自邸にて饗應した際、同座の相伴衆や申次人衆として、多くの犬上郡の被官（多賀氏、河瀬氏、下河原氏、藤堂氏）が見える一方（『天文三年浅井備前守宿所饗應記』）、天文7年（1538）の徳政令は京極氏の分郡である当時の「北郡」（伊香、浅井、坂田の三郡）を対象として（菅浦文書

註

- (1) 佐藤進一氏は、石井進氏の「鎌倉幕府論」を受け（石井2004）、室町幕府の権力について統治権的支配権と主従制的支配権を抽出し、前者に基づく支配を公的、領域的支配、後者に基づく支配を私的、個別的、人格的支配とし、この両者がそのときどきの歴史的諸条件のもとで調和的に機能することが、幕府の存立が維持されるための必須条件であったとする（佐藤1990）。
- (2) 水森彪氏はこうした権力、支配の二元制は古墳時代以来のヤマト王権体制（人的身分的統合秩序）に、郡県制中国から継受した律令（制度的領域国家体制の論理）を接ぎ木して形成された日本の律令国家体制（外見的制度的領域国家体制）の特質に由来するとしている（水森2006）。
- (3) 曆応元年9月から六角氏頼の守護在職微証が認められる（東寺百合文書／み函／19／文書番号1000910190200）。
- (4) なお、佐藤進一氏は史料1を根拠に、道誉が建武3年に東近江守護職に補任されたと推定し、また道誉を近江守護職に補任する旨の補任状（佐々木文書7）について、実際の補任日よりも遅れて後の日付けで発給された可能性を考慮している（佐藤960、P166）。星野重治氏はこれに基づいて道誉を近江守護（一国守護）と理解するが（星野1999、P129）、ここではそうした立場はとらない。
- (5) 家永三郎氏は「主従関係の本質」を「恩顧と奉公の交換関係」とし、「主従の義務」は「双務的」とした（家永1995、P71、73）。佐藤進一・大隅和雄氏は主従関係には二類型があるとし、「双務契約関係」に基づく主従関係を「家礼」型と見た（佐藤・大隅1959、P6～11）。石井進氏はこれを認めつつ「双務契約そのものとはちがう」とした（石井2005、P294）。三田武繁氏はこれを「双務契約的関係」と整理し、主従関係を「御恩と奉公の相互交換」と見て、「主人が従者にその勤仕を要求する奉公とその代償として従者が主人に期待する御恩との互酬を中軸に形成される人間関係」とする。また、武士社会においては「これ（主従関係）を媒介として有機的に編成・組織化された社会集団が公権力に転化・成長したことにより、当該権力の政治機能を支える社会的な制度として機能するようになった」とし、これをとくに主従制と呼び、その典型を鎌倉幕府体制下で形成された御家人制としている（三田2007、P49、62、191）。
- (6) 「奉行佐々木佐渡大夫判官入道々誉」との書き入れは案文（辻村豊徳外四氏所蔵文書48）にある。正本は菊大路家文書60。
- (7) 道誉は当初は岩松頼宥の指揮下にあつたとみることが自然であろうが、両者の関係を明確に示す史料はない。
- (8) 建武4年に比定される六月二一日付け佐佐木道誉書状（多賀大社文書20）には「道誉今甲良二居住候」とみえる。森茂暁氏は建武4年3月20日の西念寺銅鐘鋳造と関連づけ、道誉は建武4年に坂田郡柏原莊（米原市）から犬上郡甲良莊（甲良町）に移住したと推定している（森1994、P64～66）。
- (9) 星野重治氏は、このときの高秀の大将としての権限は、総大

将石橋和義の権限の一部を委任されたにすぎなかつたと考えている（星野1999、P122）。

(8) 秀綱、高秀が証判した軍忠状は見あたらないが、両者は大将（直接の戦闘指揮者）であるので、即時型（逐次型）軍忠状に証判した可能性はある。秀綱は坂田郡の国人下坂治部左衛門尉、および高島郡人の朽木頼氏の戦功について幕府に注進している（下坂文書2、朽木文書15）。

(9) これは佐々木氏同族の朽木氏に対する惣領としての軍勢催促との見解もある（漆原1998、P214、花田2008、P27）。しかし朽木文書10、13、19では、道誉を総大将とするにもかかわらず、朽木氏への軍勢催促は足利直義がおこなっている。

(10) 道誉の軍勢催促は不調に終わったのかもしれない。

(11) 信綱、氏信（『関東評定衆伝』）、宗綱（『永仁三年記』永仁三年正月五日条）の関東評定衆在任が確認でき、宗氏も同評定衆であつたらしい（『佐々木系図』）。六角氏は泰綱が六波羅評定衆であつたとみられる（『佐々木系図』、山田2015、P28～30）。

(12) 漆原徹氏は「伝統的豪族層の守護分国では、国内国人のきわめて多くが守護家同族の庶子家としての出自を持って、国内に広汎に分布し、守護としてよりは、惣領としての意味においてその支配下に服していたと推定されるから、一般に足利一門大将を派遣してその催促権を侵犯することは、伝統的豪族出身守護の反発を招き、かえって有効な軍事動員の阻害となるばかりか、彼らを南朝方へ与同させる恐れがあったに相違ない。したがって他地域では、多大の軍事権限を付与した將軍分身としての、足利一門を派遣して、現地情勢に対処する方針をとり、一方、遠隔地においては、一門国大将を派出しつつも、なお鎌倉以来の本来の守護軍事指揮権を、伝統的豪族層出身の外様守護に委ねざるを得なかつた」とする（漆原1998、P215～216）。

道誉は足利一門でないから將軍分身とはなりえず、正平6年12月1日までは佐々木惣領でもなかつた（史料9）。そもそも建武年間の畿内近国において、外様守護が発給した軍勢催促は道誉のこの四通しかない（漆原1998、P214）。道誉が困難で特異な立ち位置にあつたことがうかがえる。

(13) こうした道誉の地位について、星野重治氏は「近江守護職を凌駕するような地位」としている（星野1999、P127）

(14) 室町幕府法追加法五六条（觀応三年七月二四日令）および五七条（同年八月二一日令）を総称して觀応三年半濟令と呼ぶ。

(15) 花田卓司氏は「觀応年間以前において、国人層への宛行状發給が認められていたのは足利一門守護・大将に限られ、預状も足利一門守護・大将の他は九州三守護と武田氏しか發給し得なかつた」としている（花田2008、P31）。

(16) 漆原徹氏、花田卓司氏はこのことについて、朽木氏が佐々木氏庶流であるので、惣領としての権限行使とするが（漆原2000、P58、花田2008、P27）、道誉は正平6年12月1日までは佐々木惣領ではなかつた（史料9）。また守護でもなかつた。

(17) 漆原徹氏は、預状の發給をもって事實上の永続的知行権の給付と誤解される可能性があつたことを指摘している（漆原2000、P50）。そうであつたにもかかわらず、史料10の書下の發給後、

戦況が安定するなかで、室町幕府法追加法一条（建武四年十月七日令）および二、三条（建武五年後七月二九日令）によって、兵糧所の預置が禁止され、返付が求められている（松永2007、P58～61）。

(18) 史料7に「早永田四郎相催高嶋軍勢」とあるから、朽木頼氏は建武5年に永田四郎とともに高嶋軍勢の催促にあつたことがうかがわれる。史料4では総大将石橋和義の配下の大将として、高秀は頼氏と同格であるから、高秀は「浅井伊香坂田郡地頭御家人等」に対して軍勢催促した可能性がある。

(19) 柏原荘地頭職は京極氏の祖氏信が父信綱から譲られたと推定され、氏信（法号清滝寺殿）は弘安9年（1286）に同荘内の清滝寺に宛て、自身の没後の追善のための料田を寄進している（清滝寺文書1）。

(20) 要害所とは、幕府が戦争を通じて戦略上必要と認識した所領とされる。交通の要衝であるとともに、内部に町場が所在する流通の要衝でもあることから、要害所を知行することは地域の交通、流通を不可避的に掌握することにつながるという（田中2006、P43～44）。

(21) 「余吾荘内管並村并八戸月別等」のうち、「管並」は一般に菅並に比定されるが（平凡社1991、P1032）、川並に比定とするほうが地理的に矛盾がない（白崎1991、P191）。

(22) 醍醐寺文書609の宛所にみえる「遠藤将監」の一族とみられる。今谷明氏はこの「遠藤将監」を京極氏の内衆とし、「恐らくは郡奉行または遵行使に相当する地位」にあつたと考えている（今谷1986、P385）。

(23) 高秀はその活躍にみあわず、給与された所領としては飛騨国所在と推定される「土岐高山遠江守跡」が知られるのみである。このことは高秀が道誉の所領を相続したことに関係すると考えられ、明徳2年に義満が高誼に「亡父遺領等事」の安堵（高秀の遺領等の相続補償）を確認したなかに、道誉に由来する「甲良庄内尼子郷」「多賀庄」に関することが含まれている（佐々木文書61）。森茂暁氏も「高秀に与えられた所領・所職は検出できなかつたが、父道誉のそれを相続した可能性は高い」としている（森1994、P193）。

(24) 山富保については所在郡不明。勝山清次氏は島田についても所在郡不明とするが（勝山2007、P481）、ここでは竹生島文書20によって浅井郡速水庄に比定した。

(25) 井口日吉神社（円満寺）梵鐘の寛喜三年（1231）銘文には「浅井東西伊香三箇郡」とある（井口日吉神社文書76）。文明2年「識蘆菴記」には「江州二十四郡」とあり、近江12郡すべてが二分されたとも受け取れるが、伊香郡については他にこのことを示す史料がない。

(26) 犬上郡は京極氏分郡である北郡から除外され、六角氏の権限領域となつた。しかしながら、主従関係に基づく影響力が強く及ぶ京極氏の勢力圏であったため、犬上郡では京極氏権力と六角氏権力とのせめぎあいがあつたと考えられる。史料21にみえる如く、犬上郡を含む範囲が「中郡」と呼ばれる理由は、地理的位置と併せて北郡（京極氏権力、浅井氏権力）と南郡（六角氏権力）

との中間にあったからだろうと考えられる。

(27) 宮島敬一氏は応仁・文明の乱以前に活躍した京極氏の重臣、奉行人とされる（宮島2008、P10）。

文献（著者名・刊行機関名50音順、刊行年順）

- 家永三郎（1995）「主従道徳の一考察」『古代史研究から教科書裁判まで』名著刊行会、1953年初出
- 石井進（2004）「主従の関係」『石井進著作集』第2巻、岩波書店、1983年初出
- 石井進（2005）「鎌倉幕府論」『石井進著作集』第6巻、岩波書店、1962年初出
- 今谷明（1985）『室町幕府解体過程の研究』岩波書店
- 今谷明（1986）『守護領国支配機構の研究』法政大学出版局
- 漆原徹（1998）『中世軍忠状とその世界』吉川弘文館
- 漆原徹（2000）「預状と預置制度の成立」『法学研究法律・政治・社会』第73巻第8号、慶應義塾大学法学研究会
- 太田浩司（2003）「京極氏の歴史」『京極氏の城・まち・寺—北近江戦国史—』伊吹町教育委員会編、サインライズ出版
- 太田浩司（2008）「京極氏から浅井氏へ」『戦国大名浅井氏と北近江—浅井三代から三姉妹へ』長浜市長浜城歴史博物館
- 大音百合子（1995）「近江浅井氏発給文書に関する一考察」『古文書研究』第41・42合併号、日本古文書学会
- 小和田哲男（1973）『近江浅井氏』戦国氏叢書6、新人物往来社
- 小和田哲男（2005）『近江浅井氏の研究』清文堂
- 勝山清次「第二章第二節 六角氏と京極氏」『新修彦根市史』第一巻通史編古代・中世・彦根市
- 北村圭弘（2003）「浅井氏の権力と小谷城の構造」『紀要』第11号、滋賀県立安土城考古博物館
- 坂田郡教育会（1913）『近江坂田郡志』中巻
- 佐藤進一・大隅和雄（1959）「時代と人物・中世」『日本人物史体系』第2巻中世、朝倉書店
- 佐藤進一（1960）『室町幕府守護制度の研究—南北朝期諸国守護沿革証編一』（上）、東京大学出版会
- 佐藤進一（1990）「室町幕府論」「室町幕府開創期の官制体系」『日本中世史論集』岩波書店、1963・1960年初出
- 三田武繁2007『鎌倉幕府成立史の研究』吉川弘文館
- 白崎金三（1991）「歴史のあゆみ 第二編第一章 余呉の庄」『余呉町史』通史編上巻、余呉町
- 鷗田哲（2004）「室町期における佐々木京極氏と近江国「守護職」—同時代人の守護認識—」『年報三田中世史研究』第11号、三田中世史研究会
- 下坂守（2015）「近江守護六角氏の研究」（新谷和之『近江六角氏』シリーズ中世武士の研究3、戎光祥出版、1978年初出）
- 田中大喜（2006）「南北朝期在地領主論構築の試み」『歴史評論』No.674、校倉書房
- 高橋昌明（1987）『湖の國の中世史』平凡社
- 二木謙一（1980）『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館
- 西島太郎（2015）『松江藩の基礎的研究—城下町の形成と京極氏・

松平氏—』近世史研究叢書41、岩田書院

花田卓司（2008）「南北朝期室町幕府における守護・大将の所領給付権限—守護・大将発給の宛行状と預状の分析を中心に」『古文書研究』第66号、日本古文書学会

花田卓司（2012）「觀応・文和年間における室町幕府軍事体制の転換」『立命館文学』第624号（杉橋隆夫教授退職記念論集）、立命館大学

東浅井郡教育会（1927a）『東浅井郡志』（巻一）

福田栄二郎（1976）「江北荘園の動向をめぐって」『駿台史学』第38号、駿台史学会

福田豊彦・佐藤堅一（1967）「室町幕府將軍権力に関する一考察（上）」『日本歴史』第228号、吉川弘文館

平凡社地方資料センター（1991）『滋賀県の地名』日本歴史地名体系第25巻、平凡社

星野重治（1999）「南北朝内乱期近江国における佐々木京極氏の立場」『古文書研究』第50号、日本古文書学会

松永和浩（2007）「軍事施策での半濟令」『松兼山論集』41号史学篇、大阪大学大学院文学研究科

水森彪（2006）『天皇制史論—本質・起源・展開—』岩波書店

宮島敬一（1984）「中世後期の名と村落」『駿台史学』第62号、駿台史学会

宮島敬一（1993）「浅井氏権力の形成—竹生島支配を中心として—」『大名領国を歩く』吉川弘文館

宮島敬一（1996）「戦国期社会の形成と展開—浅井・六角氏と地域社会—」中世史研究選書、吉川弘文館

宮島敬一（2008）『近江浅井氏』人物叢書新装版、吉川弘文館

森茂暁（1994）『佐々木道誉』人物叢書新装版、吉川弘文館

山田徹（2013）「分郡守護」論再考』『年報中世史研究』第38号、中世史研究会

山田徹（2015）「第1章第2節 六角氏と京極氏」『東近江市史能登川の歴史』第二巻中世・近世編、東近江市

横山晴夫（1954）「戦国大名の支配権力の形成過程—近江浅井氏の場合」『國學院雑誌』第55巻第2号、國學院大學

史料一覧（種別、50音順）

井口日吉神社文書

福田栄二郎（1983）「史料紹介 山門領富永莊史料—『近江井口日吉神社文書』について—」『駿台史学』第58号、駿台史学会

37.四月十日付け乗蓮坊兼宗書状案、同上書P63

76.寛喜三年三月四日付け円満寺梵鐘銘、同上書P80

伊予佐々木文書

島根県古代文化センター（1999）『島根県の歴史を語る古文書 戦国大名尼子氏の伝えた古文書—佐々木文書—本文編』

2.永和五年三月八日付け足利義満袖判御教書、同上書P147

小笠原文書

東京大学史料編纂所（2008）『小笠原文書』東京大学史料編纂所影印叢書4、八木書店

第一帖6.建武三年六月二六日付け足利直義御判御教書、同上書P8

第一帖9.建武三年七月十六日付け足利直義御判御教書、同上書

P11

園城寺文書

園城寺（1999）『園城寺文書』第二巻中世、講談社

- 16.建武三年六月十四日付け足利直義御判御教書、同上書P42、
P47

菊大路家文書

東京大学史料編纂所（1915）『大日本古文書』家分け四ノ六、石清
水文書六、東京大学出版会
60.三月二〇日付け足利尊氏御教書、同上書P78

- 182.永正十六年十一月二八日付け室町幕府奉行人連署奉書、同上
書P153

清滌寺文書

坂田郡教育会（1941）『改訂近江国坂田郡志』第六巻

- 1.弘安9年4月日佐々木氏信寄進状、同上書P37～38

朽木文書

a 奥野高広・加藤哲（1978）『史料纂集（古文書編）朽木文書』第一、続群書類從完成会

b 奥野高広・加藤哲（1981）『史料纂集（古文書編）朽木文書』第二、続群書類從完成会

- 10.暦応元年十月二日付け足利直義御判御教書、同上書a P6～7

- 11.暦応二年五月三日付足利直義御判御教書、同上書a P7

- 13.暦応四年九月十四日付け足利直義御判御教書、同上a P8

- 15.観応三年六月二七日付け足利義詮御判御教書、同上書a P9

- 17.文和二年三月五日付け足利義詮御判御教書、同上書a P9～10

- 19.延文六年八月十九日付け足利義詮御判御教書、同上書a P10

- 43.建武三年八月晦日付け京極道誓書下、同上書a P21、22

- 55.閏7月12日付け京極道誓書下、同上書a P27～28

- 56.建武五年八月十六日付け京極道誓書下、同上書a P28

- 57.建武五年八月二七日付け京極道誓書下、同上書a P28～29

- 58.建武五年九月三日付け京極道誓書下、同上書a P29

- 431.建武五年閏七月日付け朽木頼氏軍忠状、同上書b P86

小佐治文書（文書番は本稿に限る）

a 東京大学史料編纂所（1969）『大日本史料』第六編第三冊、東京
大学出版局

b 東京大学史料編纂所（1969）『大日本史料』第六編第四冊、東京
大学出版局

c 東京大学史料編纂所（1972）『大日本史料』第六編第十四冊、東
京大学出版局

- 1.建武三年六月日付け小佐治基氏軍忠状、同上書a P516～517

- 2.建武四年四月日付け小佐治基氏同頼氏軍忠状、同上書b P48～
49

- 3.建武五年三月日付け小佐治基氏軍忠状、同上書b P788～789

- 4.建武五年四月日付け小佐治国氏軍忠状、同上書b P789～790

- 5.観応元年十二月日付け小佐治法師丸軍忠状、同上書c、P58～
59

佐々木文書

島根県古代文化センター（1999）『島根県の歴史を語る古文書 戦

国大名尼子氏の伝えた古文書－佐々木文書－本文編』

- 4.建武二年九月二七日付け足利尊氏袖判下文案、同上書P22

- 7.建武五年四月十四日付け足利尊氏袖判御教書案、同上書P22

- 9.康永四年四月二日付け足利尊氏袖判下文案、同上書P23

- 10.貞和三年十一月二一日付け足利尊氏袖判下文案、同上書P24

- 11.觀応二年二月一日付け足利尊氏袖判下文案、同上書P24

- 14.觀応二年九月十日付け足利義詮袖判下文案、同上書P25

- 17.文和元年三月二〇日付け足利義詮袖判下文案、同上書P26

- 19.文和元年十月十九日付け足利義詮袖判下文案、同上書P26

- 20.文和元年十一月二日付け足利義詮袖判下文案、同上書P27

- 21.文和二年六月二〇日付け足利義詮御教書案、同上書P27

- 22.文和二年六月二三日付け足利義詮御教書案、同上書P27

- 24.文和三年四月八日付け足利尊氏袖判下文案、同上書P28

- 25.文和三年六月七日付け後光厳天皇倫旨案、同上書P28～29

- 30.文和四年七月二八日付け足利尊氏御判御教書案、同上書P31

- 31.文和四年八月四日付け足利尊氏袖判下文案、同上書P31

- 33.文和四年十二月二三日付け足利義詮御判御教書案、同上書
P31

- 36.延文四年六月十三日付け足利義詮袖判下文案、同上書P32

- 38.延文四年十月二二日付け足利義詮袖判下文案、同上書P33

- 39.延文五年八月九日付け足利義詮袖判下文案、同上書P33

- 41.康安元年二月十三日付け足利義詮袖判下文案、同上書P34

- 48.永和三年九月二六日付け散位成願契約状案、同上書P36

- 53.永徳元年十二月十二日付け室町幕府御教書案、同上書P37

- 56.明徳元年四月二六日付け足利義満袖判下文案、同上書P38

- 61.明徳二年十二月二日付け足利義満袖判御教書案、同上書P39
～40

- 65.応永元年七月二三日付け足利義満袖判御教書案、同上書P41

- 75.応永五年三月十七日付け足利義満袖判御教書案、同上書P45

- 76.応永五年六月十一日付け足利義満御判御教書案、同上書P45

- 77.応永五年六月十一日付け足利義満袖判御教書案、同上書P45

- 83.応永六年七月二〇日付け足利義満袖判御教書案、同上書P47

- 84.応永六年七月二六日付け室町幕府御教書案、同上書P47
112.応永三二年四月三日付け足利義持袖判御教書案、同上書P55
～56

- 114.正長元年九月十六日付け室町幕府管領下知状案、同上書P56

- 115.正長元年十月十一日付け室町幕府御教書案、同上書P56

- 119.嘉吉元年十二月二四日付け室町幕府管領下知状案、同上書P58

- 120.嘉吉元年十二月二九日付け室町幕府御教書案、同上書P58

- 141.文明元年五月七日付け足利義政袖判御教書案、同上書P76

- 156.文明二年九月十五日付け足利義政袖判御教書案、同上書P89

- 163.文明三年閏八月二一日付け足利義政袖判御教書案、同上書
P93

- 170.十二月十七日付け足利義政御教書案、同上書P97

- 171.文明五年九月三〇日付け足利義政袖判御教書案、同上書P97

- 172.文明五年十月四日付け室町幕府奉行人連署奉書案、同上書P97

下坂文書（文書番は本稿に限る）

- a 坂田郡教育会（1941）『改訂近江国坂田郡志』第六巻

b 東京大学史料編纂所（1972）『大日本史料』第六編第十六冊、東京大学出版局
1.応永三年四月十七日付け京極高誼宛行状、同上書 a P188
2.観応三年六月二十四日付け足利義詮御判御教書、同上書 b P548
～ 549

菅浦文書

a 滋賀大学附属史料館（1955）「菅浦文書（12）」『彦根論叢第28』滋賀大学経済学会
b 滋賀大学附属史料館（1961）「菅浦文書（49）」『彦根論叢第79』滋賀大学経済学会
263.天文七年九月二一日付け浅井亮政徳政条目案、同上書 a P86
771.菅浦庄訴状具書案、同上書 b P70～71

醍醐寺文書

東京大学史料編纂所.1960)『大日本古文書』家分け十九ノ三、醍醐寺文書三、東京大学出版会
609.寛正二年九月十四日付け京極氏奉行人連署奉書、同上書P333
～ 334

多賀大社文書

多賀大社叢書編修委員会（1983）『多賀大社叢書』文書編、多賀大社社務所
20.六月二一日付け佐佐木道誉書状、P14

田代文書

東京大学史料編纂所（1969）『大日本史料』第六編第三冊、東京大学出版局
建武三年七月八日付け足利尊氏御判御教書案、同上書P607
竹生島文書 東浅井郡教育会（1927b）『東浅井郡志』卷四
20.永享十一年三月十二日付け速水庄内島田注文、同上書P203
～ 204

45.康正二年十二月二一日付け室町將軍家御教書案、同上書P204
46.康正三年二月二九日付け京極持清施行状、同上書P204

辻村豊徳外四氏所蔵文書

東京大学史料編纂所（1915）『大日本古文書』家分け四ノ六、石清水文書六、東京大学出版会
48.三月二〇日付け足利尊氏御教書案、P655

東寺百合文書

京都府立京都学歴彩館東寺百合文WEB「東寺文書検索システム」
み函／19／文書番1000910190200（暦応元年九月二五日付け
幕府引付頭人奉書案）

西山地蔵院文書

京都大学文学部日本史研究室（2015）『西山地蔵院文書』京都大学史料叢書6、思文閣出版
5-33.永和五年三月二八日付け足利義満御判御教書案、同上書
P335

5-43.応永二四年八月五日付け室町幕府管領細川満元奉書案、同上書P337～338

6-36.応永二四年八月十六日付け近江国守護六角満綱書下書案、同上書P351

5-42.応永二四年十一月二一日付け室町幕府管領細川満元奉書案、

同上書P337

5-1.応永二六年九月二七日付け室町幕府管領細川満元奉書案、同上書P323
2-21.応永二六年十月二二日付け近江国守護六角満綱書下書案、同上書P284

本願寺文書

東京大学史料編纂所（1973）『大日本史料』第六編第十七冊、東京大学出版局
文和二年三月五日付け足利義詮御教書、同上書P730～731

本願寺文書

永享六年九月一二日付け管領細川持之カ書状写、嶋田2004、P63

山中文書

三重県（1999）『三重県史』資料編中世1（下）
1-15.建武四年四月二五日付け山中道俊同頼俊軍忠状案、同上書
P374～375
1-16.建武五年二月二五日付け山中道俊同頼俊軍忠状案、同上書
P375

8.暦応四年四月日付け山中道俊申状、同上書P377～378

『園太曆』

続群書類從完成会（1971）『園太曆』卷四
観応二年九月十一日条（同上書P28）
文和二年八月一日条（同上書P349）

『晴富宿禰記』

宮内庁書陵部（1971）『晴富宿禰記』図書寮叢刊
文明十年二月二七日条（同上書P38）

『碧山日録』

東京大学史料編纂所（2013）『大日本古記録 碧山日録 上』岩波書店
長禄三年四月二五日条（同上書P28）
寛正二年十月四日条（同上書P172）
寛正二年十二月五日条（同上書P178）

『満済准后日記』

続群書類從完成会（1928）『満済准后日記』下
永享六年八月二三日条（同上書P604）
永享六年九月一二日条（同上書P608）
永享六年十月一日条（同上書P615）

『永仁三年記』

竹内理三（1978）『増補続史料大成10 建治三年記 永仁三年記 斎藤基恒日記 斎藤親元日記 親元日記1』臨川書店
永仁三年正月五日条（同上書P21）

『識蘆菴記』（『補庵東遊統集』）

滋賀県（1928）『滋賀県史』第5巻参照資料、P225

『御前落去記録』

桑山浩然（1980）『室町幕府引付史料修正』上巻、近藤出版
2.永享二年九月三日付け（同上書P5～6）

『大館常興書札抄』

続群書類從完成会（1932）『群書類從』第九輯（文筆部、消息部）「諸
大名被官少々交名之事」（同上書P666）

『関東評定衆伝』

続群書類從完成会（1932）『群書類從』第四輯（補任部）

『寛政重修諸家譜』

続群書類從完成会（1965）『新訂寛政重修諸家譜』第七、平凡社）

卷第四一九の宇多源氏支流京極の氏信の項（同上書P162）

『江北記』

続群書類從完成会（1931）『群書類從』第二一輯（合戦部）、P75

～76、80

『佐々木系図』

群書類從完成会（1932）『続群書類從』第五輯下、P363、365～

366

『常楽記』

続群書類從完成会（1932）『群書類從』第二九輯（雜部）、P219

『太平記』

a 後藤丹治釜田喜三郎（1961）『太平記』卷二（日本古典文学大系
35）、岩波書店

b 後藤丹治岡見正雄（1962）『太平記』卷三（日本古典文学大系
36）、岩波書店

卷二一「佐渡判官入道流刑事」（同上書a P340）

卷第三十「直義追罰宣旨御使事 付鴨社鳴動事」（同上書
b P155）

『土佐国蠹簡集残篇』

東京大学史料編纂所（1969）『大日本史料』第六編第三冊、東京大
学出版局

建武三年六月二六日付け足利尊氏御判御教書、同上書P516

『室町幕府法』

佐藤進一池内義資（1957）編『中世法制史料集』第二卷（室町幕
府法）、岩波書店

追加法一条（建武四年十月七日令、同条書P11）

追加法二条、三条（建武五年後七月二九日令、同条書P11～12）

追加法五六条（觀応三年七月二四日令、同条書P28～29）

追加法五七条（觀応三年八月二一日令、同上書P29～30）

图表典拠

図1～4：北村作成 表：北村作成

（きたむら よしひろ：調査課長）

西暦	和暦年月	所在国	所領所職名	文書名	名宛人	宛行理由	典拠史料
1335	建武2年9月	上総	畔蒜莊	尊氏袖判下文案	道誉	為勳功之賞	佐4
"	"	伊豆	土肥戸真壁彦次郎跡	"	"	"	"
1343	康永4年4月	河内	甲斐莊地頭職	"	"	"	佐9
"	"	近江	18. 甲良莊地頭職	"	"	"	"
1351	觀応2年2月	上総	一宮莊	"	"	"	佐11
"	"	下総	垣生莊	"	"	"	"
"	"	若狭	税所今富	"	"	"	"
"	"	上野	名胡莊地頭職	"	"	"	"
"	"	近江	22. 日野牧莊地頭職	"	"	"	"
"	觀応2年9月	常陸	佐都東上根民部大輔跡	義詮袖判下文案	秀綱	"	佐14
"	"	丹波	世木郷神田五郎入道跡	"	"	"	"
"	"	出雲	日登郷佐藤次郎左衛門尉跡	"	"	"	"
"	正平6年12月	◆1日、道誉を「佐々木大惣領」に承認し、佐々木氏一族に対する軍勢催促権を付与					佐15
1352	觀応3年3月	近江	4. 田根莊地頭職	"	道誉	"	佐17
"	文和元年10月	"	1. 余吳莊地頭職	"	"	為要害所	佐19
"	文和元年11月	"	7. 下坂莊地頭職	"	"	為勳功之賞	佐20
1353	文和2年6月	◆ 20日、高秀に近江分郡に対する半済地給付権を付与					佐21
"	"	◆ 23日以前、高秀に近江分郡に対する軍勢催促権を付与					佐22
1354	文和3年4月	出雲	富田莊	尊氏袖判下文案	"	"	佐24
"	"	美作	青柳莊	"	"	"	"
"	"	近江	15. 多賀莊	"	"	"	"
"	"	"	16. 一円莊	"	"	"	"
"	"	"	17. 石炭（灰）召次（号米尼子）	"	"	"	"
"	"	"	23. 江辺莊	"	"	"	"
"	"	"	24. 鳥羽莊下司職	"	"	"	"
1355	文和4年7月	◆ 道誉に近江国の闕所地処分権と半済地給付権を付与					佐30
"	文和4年8月	"	21. 馬淵莊北方地頭職	"	"	"	佐31
1359	延文4年6月	"	15. 多賀莊地頭職	義詮袖判下文案	"	"	佐36
1360	延文5年8月	三河	渥美郡地頭職	"	"	"	佐39
1361	康安元年2月	近江	3. 草野莊半済	"	"	"	佐41
"	"	"	5. 福永新莊半済	"	"	"	"
"	"	"	8. 加田莊半済	"	"	"	"
1390	明徳元年4月	飛驒	土岐高山遠江守跡	義滿袖判下文案	高秀	"	佐56

註) 近江所在の所領所職の番号は図3に対応、「佐」は佐々木文書、◆は関連事項

表1 道誉・秀綱・高秀に「勳功之賞」等として宛行された所領所職と関連事項（南北朝期）

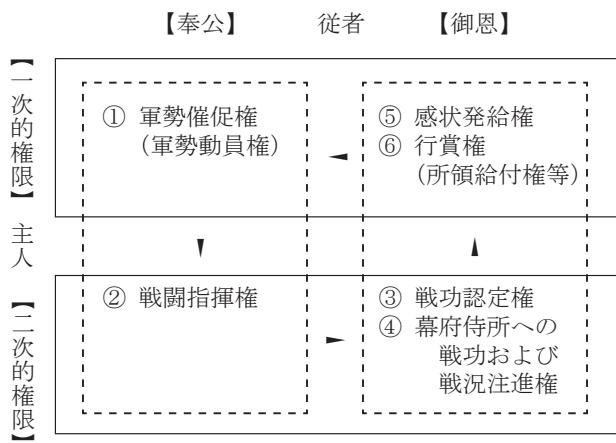


図2 軍事指揮権を構成する諸権限



図3 近江における京極氏の所領所職（南北朝期・室町期）

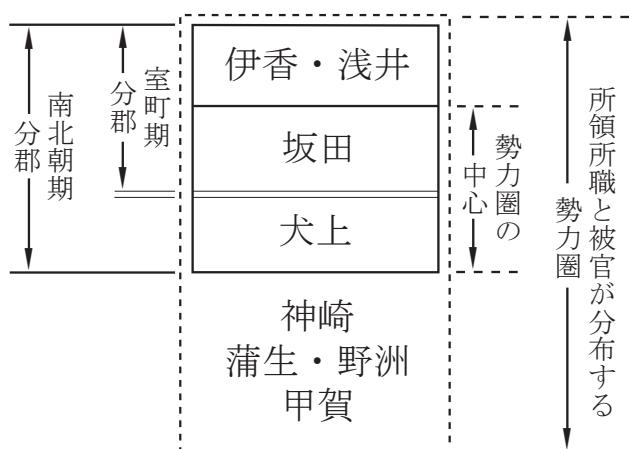


図4 京極氏の近江分郡（北郡）と勢力圏

【史料1】建武三年七月十六日付け足利直義御教書（小笠原文書第一帖9）

昨日十五日注進状、今日（十六日午刻）到来、抑去六日夜、於野路原打捕山徒成願房、同十日於鏡宿并伊吹太平寺両所、致合戦云々、軍忠之至殊以神妙也、將又東国軍勢近日可惨洛之間、勢多橋以下及其沙汰、可差遣軍勢於近江路者、相副近江伊勢両国輩於佐々木佐渡判官入道々脅、且対治凶徒、且可警固東近江之由被仰下畢、同誅罰彼凶徒等、早速可入洛之状如件、

建武三年七月十六日

（花押）

小笠原信濃守殿

【史料6】閏七月十二日付け京極道誓書状（朽木文書55）

吉野発向事、今日廿五日所令治定也、早永田四郎相共相催高嶋郡軍勢、可被上洛、彼日限更不可有延引、可被存知「其旨」状如件、

壬七月十二日

沙弥道誓（花押）

謹上 出羽四郎兵衛尉殿

【史料2】曆応四年九月十四日付け足利直義御教書（朽木文書13）

伊勢國凶徒退治事、所遣佐々木佐渡大夫判官入道々脅也、急速令發向、可致軍忠之状如件、

曆応四年九月十四日

（花押）

佐々木出羽四郎兵衛尉殿

（花押）

【史料3】建武五年七月日付け朽木頼氏軍忠状（朽木文書431）

佐々木出羽四郎兵衛尉頼氏軍忠事、右属御手、去正月廿八日馳向黒血、構要害致忠畢、次同四月五日於相賀城、致合戦、追落御敵畢、次同四月晦日打破荒地中山関、追落但馬房以下凶徒、灯払城郭、同四日致金崎合戦之間、騎馬射畢、次同七月十八日為息嶋責、高島郡内横江浜罷向處、息嶋凶徒「」可夜討之間、捨賴氏身命坊戦之処、若党佐々木右衛門三郎・辻兵衛太郎令討死畢、其外手負人、小笠原十郎五郎・多胡兵衛次郎・松井治部・日置彦七郎・中間二人、剩於賴氏頭蒙畢、則凶徒等船壹艘奪留畢、次奥州栗原一迫所領代官板崎次郎左衛門尉為重、致度々之抜郡軍忠之間、將軍家御教書并陸奥守「」伊予式部大夫殿御感御教書、將又可賜御恩賞之由、御注進之「状」賜之畢、如此抽忠節上者、早賜御判、為備後証亀鏡、恐々言上如件、

建武五年閏七月 日
〔了承（花押）〕

【史料4】曆応二年五月三日付足利直義御判御教書（朽木文書11）

越前国金崎凶徒退治事、所差遣尾張左近大夫将監也、依之佐々木五郎并淺井伊香坂田郡地頭御家人等同令發向畢、急速馳向、可致軍忠之状如件、

曆応二年五月三日

沙弥（花押）

佐々木出羽四郎兵衛尉殿

【史料5】文和二年六月二三日付足利直義詮御教書案（佐々木文書22）

江州凶徒退治事、早相催分郡勢、打出四十九院込、令談合佐々木五郎左衛門尉、可致忠節之状如件、

文和二年六月廿三日

（花押）

佐々木佐渡五郎左衛門尉殿

（花押）

（花押）

【史料7】建武五年八月十六日付け京極道誓書下（朽木文書56）

吉野発向事、今日廿五日所令治定也、早永田四郎相共相催高嶋郡軍勢、可被上洛、彼日限更不可有延引、可被存知「其旨」状如件、

建武五年八月十六日

沙弥（花押）

出羽四郎兵衛尉殿

（花押）

【史料8】建武五年八月二十七日付け京極道誓書下（朽木文書57）

南都発向事、以今月廿五・八両日令治定之由、度々触遣之処、高嶋郡軍勢不參之条、何様子細候、頗招其咎歎、所詮、來月二日可令進発也、守彼日限可令京着之由、永田四郎相共普可被相触之、若猶不承引者、任法為有其沙汰、載起請之詞、可被注申之状如件、

建武五年八月廿七日

沙弥（花押）

出羽四郎兵衛尉殿

（花押）

【史料9】正平六年十二月一日付け足利義詮御判御教書（佐々木文書15）

為佐々木大惣領可相催一族、若不從催促者、可注進交名之状、如件、

近江国高嶋郡内朽木庄領家職 同郡内広瀬庄領家事、為兵糧所預進也、早任先例、可有其沙汰之状如件、

正平六年十二月一日

御判

（花押）

佐渡大夫判官入道殿

（花押）

【史料10】建武三年八月晦日付け京極道誓書下（朽木文書43）

近江国高嶋郡内朽木庄領家職 同郡内広瀬庄領家事、為兵糧所預進也、早任先例、可有其沙汰之状如件、

建武三年八月晦日

御判

出羽四郎殿

（花押）

【史料11】文和四年七月二八日付足利尊氏御判御教書案（佐々木文書30）

近江国分郡本所領便宣之地事、可致沙汰之状如件、

文和四年七月廿八日

等持院殿様

佐渡大夫判官入道殿

（花押）

【史料12】文和二年六月二〇日付足利義詮御教書案（佐々木文書21）

近江国分郡本所領（除一円寺社領）半済事、為兵糧所可支配軍勢之状如件、

文和二年六月廿日

（花押）

佐々木佐渡五郎左衛門尉殿

（花押）

（花押）

【史料13】康正二年十二月二一日付け室町幕府御教書（竹生島文書45）

近江国竹生島雜掌申、同國散在名田畠諸公事臨時課役段錢人夫守護役等、早任度々支証之旨、被免除訖、一切可被停止使者之入部之由、所被仰下也、仍執達如件、（細川勝元）

康正貳年十二月廿一日

佐々木大膳大夫殿

左京大夫（花押）

【史料14】康正三年二月二九日付け京極持清施行状（竹生島文書46）

近江国竹生島領、散在名田畠等諸公事課役段錢人夫守護役等免除、任去年十二月廿一日御教書之旨、可相觸領内之狀如件、

康正三年二月廿九日

持清（花押）

今村下總入道殿

赤尾肥前守殿

赤尾肥前守殿

【史料15】応永三年四月十七日付け京極高詮宛行状（下坂文書1）

余吾莊内管並村井八戸月別等事、為給恩所相計也、任先例可致沙汰之狀、如件、

応永三年四月十七日

高詮（花押）

下坂豊前守殿

【史料16】菅浦庄訴状具書案（菅浦文書771）

1. 足利義詮御判御教書

梶井宮門跡領近江国北郡所々事、注文遣之、度々難被仰、佐々木五郎左衛門尉、曾以不承引云々、好而招罪科歟、所詮任注文之旨、可止譴責之由、嚴密相触高秀、本走之否、不日可注申使節、更不可有緩怠之狀如件、

文和二年八月廿五日

御判

雜賀隼人佑殿

諫方神左衛門尉殿

口・佐々木高秀請文案

梶井宮門跡領近江国北郡所々事、目六下賜畢、彼所々自元不相綺候之上者、嚴蜜可致沙汰歟、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

九月十三日

左衛門尉高秀

八・梶井宮門跡領違乱所々注文

近江国梶井宮門跡領違乱所々事
安食庄 高宮庄（上下） 甘呂庄 日夏庄 八坂庄 下坂庄（号九条郷）
伊香庄（号五位庄） 妙臨寺 山富保 速水 菅浦 嶋田 金次保 浅井
庄 坂田保 大浦庄（号牛骨庄） 伊吹庄 高富保 後三条院勅旨田

【史料17】文明三年閏八月二一日付け足利義政袖判御教書案（佐々木文書163）

慈照院殿様
御判

近江国浅井坂田伊香兩三郡并関東諸国所々・同被官人等知行分以下事、早任當知行之旨、佐々木治部少輔政高如元領掌不可相違之狀如件、

文明三年閏八月廿一日

【史料18】『満済准后日記』永享六年八月二三日条

六角京極為山門領押（領脱カ）使下向江州云々

【史料19】『満済准后日記』永享六年九月一二日条

今度両佐々木被下遣江州、山門領悉被押領、陸地及湖上通路被止之處、六

角方海津辺舟通路猶不停止、

【史料20】永享六年九月一二日付け管領細川持之力書状写（本願寺文書）

一、御奉行五郡事、奉行兩人方へ被注進候由承候、目出候、以同出賀事、

早々注進候者、尤可然候、將亦御請申凶徒等交名注進給候、廳而可備

上覽候、委細簗浦入道殿可被申候、恐々、

永享六

九月十二日

京極殿

【史料21】『江北記』（『群書類從 第二一輯』七六頁下）。

一、長享二年八月に光祿中郡松尾迄御出張候、然共被失利を御取退也、
一、長享三年に南より光祿御出張候、於北郡致御方人衆事、上坂治部、
浅見、磯野彈正忠彼等三人本人成候、

（註） ～～内は割注

【史料16】菅浦庄訴状具書案（菅浦文書771）つづき

二・某御教書案

御門跡領濫妨停止事、武家下知（副目六）、并五郎左衛門尉請文如此候歟、任法可令追出濫妨人地下如何（○コノトコロ紙継目、後欠ク、）前云々、

平成30年（2018年）3月31日

紀要 第31号

編集・発行：公益財団法人滋賀県文化財保護協会
520-2122 滋賀県大津市瀬田南大萱町 1732-2
(TEL) 077-548-9780 / (FAX) 077-543-1525
e-mail: mail@shiga-bunkazai.jp
<http://www.shiga-bunkazai.jp/>

印刷・製本：マルキ印刷株式会社